

判決年月日	平成22年 9 月15日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成22年（行ケ）10038号		
○血栓溶解酵素であるナットウキナーゼを含有するが血液凝固因子であるビタミンK 2をほとんどあるいは全く含有しない納豆菌培養液又はその濃縮物を含む食品である発明について、ナットウキナーゼとビタミンK 2とが含まれた納豆菌培養液を含む液体納豆を含むことを特徴とする食品である引用発明に、納豆におけるビタミンKの含量を低くする方法である引用発明の技術思想を適用することによって、当業者において容易に想到することができたとした事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

本件は、原告が、被告の有する発明の名称を「納豆菌培養エキス」とする特許（請求項の 1 ないし 5）に係る発明のうち、請求項 1「ナットウキナーゼと 1 μg/g乾燥重量以下のビタミン K 2 とを含有する納豆菌培養液またはその濃縮物を含む、ペースト、粉末、顆粒、カプセル、ドリンクまたは錠剤の形態の食品」との本件発明について、無効審判請求をしたところ、特許庁が同請求は成り立たないとの審決をしたため、同審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、ナットウキナーゼとビタミン K 2 とが含まれた納豆菌培養液を含むことを特徴とする液体納豆を含むことを特徴とする食品である引用発明に、血栓症の発生を予防する抗凝固療法を行っている患者や血栓症の危険性のある人も安心して食することができるようにするために、納豆におけるビタミン K の含量を低くするとの方法である引用発明の技術思想を適用すると、当業者において本件発明を想到することは容易であるとして、審決を取り消した。